

緑茶縁日（仮）参加事業者・取扱商品募集要項

■ 1 目的

官民が一体となって首都圏でのプロモーション活動を実施し、島田市への誘客促進や事業者・生産者の販路拡大等を図ることで、「地域の稼ぐ力」を高める。

■ 2 主催及び協力

主催：島田市（担当：市長戦略部 広報プロモーション課）

協力：一般社団法人 島田市観光協会

■ 3 開催日時

令和6年7月2日（火）～8日（月） 各日午前11時～午後8時

■ 4 開催会場

東京駅イベントスペース 「スクエア ゼロ」

東京都千代田区丸の内1丁目9-1 東京駅構内地下1階グランスタ東京内

■ 5 募集内容

東京駅イベントスペース「スクエア ゼロ」で行う緑茶縁日（仮）にて販売やプロモーションする参加事業者及び商品を募集します。

会場は、お茶を前面に出した空間を演出し、商品販売コーナーやテイクアウトコーナーを設けます。また、観光案内、移住定住、ふるさと納税の紹介なども行う予定です。

【令和4年度の緑茶縁日の様子】東京駅イベントスペース「スクエア ゼロ」にて(7日間の購入客数：3,000人弱)



■6 応募対象者

以下のすべてに該当する者であること。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有すること。
- (2) 現に事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。
- (3) 島田市が取り組む「プロモーション活動」に参加し、市と一緒に盛り上げる意欲があること。

なお、以下のいずれかに該当する者は対象外とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者。
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等。

■7 参加事業者・募集商品

- (1) 事業者が現地に参加し、販売やプロモーションを行う商品

下記のいずれかの商品を現地で 1 日以上、自ら販売又はプロモーションすることができる事業者の商品とします。

- ① お茶関連商品（緑茶、お茶請け、緑茶色、緑茶味、茶の葉柄等、緑茶に何かしら関連した商品）
- ② ①以外の本市産品
- ③ 観光商品

- (2) テイクアウトコーナーで販売する緑茶を使った和菓子又は洋菓子等

「七種の緑茶スイーツ」としてテイクアウトコーナーで製造や加工等により、販売する和菓子又は洋菓子等の商品とします。自ら販売することも可能です。

商品は、カップに入れる、串で刺す、紙やセロファンに巻く、皿に乗せる等、その場で食べられる形状での提供を想定しています。（テイクアウトコーナーにはショーケースを用意します。）

なお、提供日数については 1 日以上とします。

参考：令和 4 年度 販売数 緑茶ソフトクリーム（1 日あたり平均） 約 180 個

緑茶かき氷（1 日あたり平均） 約 30 個

※「七種の緑茶スイーツ」とは、コンセプトティーNo.1～7いずれかの緑茶を使った商品です。

製造や加工については、会場で煙や湯気が出ない（材料を焼く、揚げる、茹でる等は不可）ものに限ります。

- (3) 商品のみのお品

下記のいずれかの商品とします。

- ① お茶関連商品（緑茶、お茶請け、緑茶色、緑茶味、茶の葉柄等、緑茶に何かしら関連した商品）
- ② ①以外の本市産品

■8 商品及び商品販売に関する要件

- ・商品は、島田市観光協会が、原則、委託販売形式で取り扱います。
- ・現地販売価格は、通常販売価格の 20%引き上げた金額とします。（なお、10 円未満の端数は 10 円単位に切り上げます。）

※売上金額に応じた出店料を施設管理者に支払うための対応となるためご理解ください。

- ・試飲や試食、試供品の無料配布は不可とします。ただし、レジ袋に同封できるものは除きます。
- ・食品類は、「一括表示」の他に「栄養成分表示」を付けること。また、生産者名又は販売者名及びその

住所の表示を付けること。(表示がないものは販売不可)。

- ・会場で煙や湯気が出ない商品に限ります。(材料を焼く、揚げる、茹でる等は不可)。
- ・賞味期限や搬入方法を加味して販売できるものに限ります。
- ・現地に冷蔵庫、冷凍庫の用意はありますが、スペースに限りがあります。
- ・酒類の販売も可能です。
- ・PL法(製造物責任法)に基づき、製品によって事故が発生し、その事故の発生が製品の欠陥が原因である場合、被害者の救済ができること。
- ・商品の品質管理(賞味期限等)、品質表示(法律で定める表示)等については、出品者の責任において適切な対応を行うこと。

■9 商品の搬入・搬出

- ・販売する商品は、島田市観光協会が別途指定する場所(市内)・日時までに納入してください。
- ・市内から東京への運搬は、「■2主催及び協力」が行います。(送料も負担します)
- ・ただし、運搬する量及び冷蔵・冷凍品、こわれやすい商品の運搬については、個別に協議させていただきます。
- ・現地に事業者自ら搬入・搬出を行うことも可能です。ご相談ください。

■10 申込方法

出店希望者は、本募集要項の内容をよく確認し、【5月24日(金)】までに下記フォームより申し込み、またはメールにて申込書と商品の写真をお送りください。



<https://logoform.jp/f/18DBN>

■11 商品の決定

- ・お茶関連商品に該当しない商品は、商品全体の30%を超えない範囲になることを目安に決定します。
- ・応募多数の場合は、七種のコンセプトティー(缶・ティーバッグ) 参画事業者、緑茶観光参画事業者、緑茶スイーツ参画事業者、しまだDEいっつく参画事業者のいずれかに該当する事業者を優先のうえ、抽選にて参加事業者や商品を決定させていただきます。
- ・現地で販売又はプロモーションを行う事業者の販売スペースや、商品展開・陳列スペースについては、出店者や販売商品数の状況に応じて調整させていただきます。
- ・決定については、広報プロモーション課よりメールで連絡します。
※出店・出品ができなくなった場合には、速やかに広報プロモーション課まで連絡してください。

■12 説明会及びワークショップ

参加事業者及び取扱商品事業者を対象とした説明会及びワークショップを下記日程で予定しています。

開催日：6月5日(水) 午後3時～(2時間程度)

場 所：市役所本庁舎4階第2・3委員会室

■13 その他

- ・旅費は参加者の自己負担となります。
- ・本事業の成果の把握及び今後の取り組みの参考とするため、事業実施後に行う市からのアンケートにご協力ください。

島田市広報プロモーション課タイププロモーション担当
電話：0547-36-7355
メール：kouhou@city.shimada.lg.jp